

平成十二年政令第二百九十五号

原子力災害対策特別措置法施行令

内閣は、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第二条第三号、第七条第二项、第十一条、第十五条第一項、第三十一条、第三十三条及び第三十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(原子力事業者から除かれる者の指定)

第一条 原子力規制委員会は、原子力災害対策特別措置法(以下「法」という)第二条第三号イからトまでに掲げる者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者について、同号の規定による指定(以下この条において単に「指定」という)をすることができる。ただし、その者が原子炉の運転等のための施設を使用しない期間内に当該施設において原子力災害が発生する蓋然性に鑑み指定をすることが適当でないときは、この限りでない。

二 原子炉の運転等のための施設を一年以上使用せず、かつ、引き続き三年以上使用する予定がないとき。

二 加工設備、原子炉、使用済燃料貯蔵設備、再処理設備若しくは廃棄物管理設備の本体又は使用施設の本体の解体を終えているとき。

二 原子力規制委員会は、法第二条第三号イからトまでに掲げる者が前項各号のいずれかに該当しているかどうかを調査するため、これらの者に対し、その業務に関する報告を求めることができる。

三 指定には、条件を付することができます。この場合において、当該条件は、指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、指定を受ける者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

四 原子力規制委員会は、指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

一 第一項ただし書に規定する場合に該当するに至ったとき。

二 原子炉の運転等のための施設の使用を六月以内に再開する予定があるとき。

三 前項の条件に違反したとき。

五 指定又は前項の規定による指定の取消しは、官報に告示してするものとする。

(原子力事業者防災業務計画の協議)

第二条 法第七条第二項の規定による協議は、原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正し

ようとする日の六十日前までに、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に原子力事業者防災業務計画の案を提出して行うものとする。この場合において、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとする日を明らかにするものとする。

2

所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事は、法第七条第二項の規定による意見の聴取を行ふため、相当の期限を定めて、前項の規定により提出を受けた原子力事業者防災業務計画の案の写しを関係周辺市町村長に送付するものとする。

(通報すべき事象)

第四条 法第十条第一項の政令で定める基準は、一時間当たり五マイクロシーベルトの放射線量とする。

2 法第十条第一項の規定による放射線量の検出は、法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間(三分以内のものに限る)ごとのガンマ線の放射線量を測定し一時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のもとなつているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかつものとみなす。

3 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第一項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が一時間当たり一マイクロシーベルト以上であるときは、法第十条第一項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。

2

法第十条第一項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

二 前号に掲げるもののほか、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百一十三号)第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。)が作成されているものであることとする。

(関係周辺市町村長の要件)

二 当該市町村の区域につき当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百一十三号)第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。)が作成されていること。

二 前号に掲げるもののほか、当該原子力事業所の区域との距離その他の事情を勘案し、当該市町村の区域につき当該原子力事業所に係る原子力災害の発生又は拡大の防止を図ること。

二 前号に掲げるもののほか、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて法第十一条第一

掲げるものを除く。)の的確かつ円滑な実施を推進するため当該市町村の協力が必要であると所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事が認めること。

(放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

イ 一時間当たり五十マイクロシーベルト以上の放射線量

ロ 当該場所におけるその放射能水準が一時

間当たり五マイクロシーベルトの放射線量

に相当するものとして原子力規制委員会規

則で定める基準以上の放射性物質

により検出されたこと。

三 前号に掲げるもののほか、実用発電用原

子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の

規制に関する法律第四十三条の四第一項に規

定する実用発電用原子炉をいう。第六条第四

項第四号において同じ。)の運転中に非常用

炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却

材の漏えいが発生したことその他の原子炉の

運転等のための施設又は事業所外運搬に使用

する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る

可能性のある事象として原子力規制委員会規

則(事業所外運搬に係る事象にあつては、原

子力規制委員会規則・国土交通省令)で定め

るもの

四 前各号に掲げるもののほか、第六条第四項

第三号又は第四号に掲げる事象

(職員の派遣の要請手続)

五 前各号に掲げるもののほか、第六条第四項

の要請は、派遣を要請する事由その他の必要な事

項を記載した文書により行うものとする。ただ

し、事態が急迫して文書によることができない

場合には、口頭又は電信若しくは電話によるこ

とができる。

2 前項ただし書の場合においては、事後におい

て速やかに文書を提出するものとする。

(原子力緊急事態)

第六条 法第十五条第一項第一号の政令で定める

放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係

周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設

置した放射線測定設備であつて法第十一条第一

た管理区域(その内部において業務に従事す

る者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域

として原子力規制委員会規則で定める区域を

いう。)において、次に掲げる放射線量又は放

射性物質が原子力規制委員会規則で定めるこ

とにより検出されたこと。

項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。

法第十五条第一項第一号の政令で定める測定方法は、単位時間（十分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、一時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかつたものとみなす。

法第十五条第一項第一号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。

一 第四条第四項第一号に規定する検出された放射線量又は第一項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これららの放射線量のいずれかが、二地点以上において又は十分間以上継続して検出された場合に限る。）一時間当たり五マイクロシーベルト

二 第四条第四項第三号イに規定する検出された放射線量（一時間当たり五ミリシーベルト）

三 第四条第四項第四号に規定する検出された放射線量（一時間当たり十ミリシーベルト）

法第十五条第一項第二号の原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 第四条第四項第二号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第一号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射能水準が一時間当たり五百マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

二 第四条第四項第三号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が一時間当たり五百マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

三 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。

四 前三号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入によ

り停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあつては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの

（事業所外運搬に係る事象にあつては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの

（原子力災害派遣の要請手続）

第七条 法第二十条第四項の規定により原子力災害対策本部長が自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。

一 原子力災害の情況及び派遣を要請する事由

二 派遣を希望する期間

三 派遣を希望する区域及び活動内容

四 その他参考となるべき事項

二 前項の派遣の要請は、文書により行うものとする。

三 第五条第一項ただし書及び第二項の規定は、第一項の派遣の要請について準用する。

（災害対策基本法施行令の規定の読み替え適用）

第八条 原子力災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の次

の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3 第五条第一項ただし書及び第二項の規定は、第一項の派遣の要請について準用する。

（災害対策基本法施行令の規定の読み替え適用）

第二十条第四項の規定により行なわれる現象

第一条の三

第二十条法第四十一条の三

第二十条法第四十一条の三

第二十条法第四十一条の三

第二十条法第四十一条の三

第二十条次に規定する原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二号に規定する種別措置法第二号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。）

（地震を除く。）

次のイに規定する現象

第二十次に規定する現象

第三十条第一項の規定により行なわれる現象

二十八条第一項の規定により行なわれる現象

生しよう

としている

る時より

委員会規則で、法第三十二条第二項の身分を示す証明書の様式は内閣府令・原子力規制委員会規則(事業所外運搬に係るものにあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令)で定める。

（施行期日）
二五号） 附 則（平成二八年五月二〇日政令第二
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年七月七日政令第一八
六号） 附 則（平成三〇年九月二八日政令第二
八一号） 附 則（平成元年一二月一三日政令第一
（施行期日） 八三号） 抄

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日政令第一五
三号） 抄

（施行期日）
この政令は、灾害対策基本法等の一部を改する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

附 則（令和五年五月一七日政令第一八
〇号）

この政令は、令和五年九月一日から施行する。